

法人ごとにまとめて提出できる施設種別

複数の事業所分を申請している場合は、下記の同一グループ内の複数事業所分をまとめて報告していただくことが出来ます。グループを超えてまとめることは出来ません。

《グループ1》

- ・通所介護事業所
- ・地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)
- ・認知症対応型通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所
- ・短期入所生活介護事業所
- ・短期入所療養介護事業所
- ・訪問介護事業所
- ・訪問入浴介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・訪問リハビリテーション事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・夜間対応型訪問介護事業所
- ・居宅介護支援事業所
- ・福祉用具貸与事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型共同生活介護事業所

《グループ2》

- ・通所リハビリテーション事業所(老健みなし併設)
- ・短期入所療養介護事業所(老健みなし併設)
- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

《グループ3》

- ・有料老人ホーム

《グループ4》

- ・サービス付き高齢者向け住宅